

別表1
 (特養 矢野) 利用料金表(1割負担) ※この料金表は概算となりますので、目安としてご理解ください

		(介護保険)		(実費)		地域区分別単価 ※5級地＝10.45円		
1日の計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1日当り)	原爆手帳	その他
第1段階	生活保護受給者	1	700	300	880	1,880	1,180	＋ 各種加算、医療費等
	市町村民税非課税世帯	2	773			1,953		
	で老齢基礎年金受給者	3	852			2,032		
	預貯金1,000万円以下の方	4	926			2,106		
	(夫婦合わせて2,000万円以下)	5	998			2,178		
第2段階	市町村民税非課税世帯	1	700	390	880	1,970	1,270	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	773			2,043		
	の合計額が82. 65万円以下	3	852			2,122		
	預貯金650万円以下の方	4	926			2,196		
	(夫婦合わせて1,650万円以下)	5	998			2,268		
第3段階①	市町村民税非課税世帯で	1	700	680	1,370	2,750	2,050	＋ 各種加算、医療費等
	合計所得と課税年金収入の	2	773			2,823		
	合計額が82. 65万円超～120	3	852			2,902		
	万円以下で預貯550万円以下	4	926			2,976		
	(夫婦合わせて1,550万円以下)	5	998			3,048		
第3段階②	市町村民税非課税世帯	1	700	1,420	1,470	3,590	2,890	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	773			3,663		
	の合計額が120万円以上で	3	852			3,742		
	預貯500万円以下の方	4	926			3,816		
	(夫婦合わせて1,500万円以下)	5	998			3,888		
第4段階	市町村民税課税世帯	1	700	1,545	2,066	4,311	3,611	＋ 各種加算、医療費等
	(上記以外の方)	2	773			4,384		
		3	852			4,463		
		4	926			4,537		
		5	998			4,609		

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.45円を乗じて計算します。 ・(食費内訳)朝食515円、昼食515円、夕食515円
 (注意)食費については、1日分(3食分)の料金として、ご請求いたしますので、昼食・夕食を欠食された場合でも、1日分の料金となります。

ただ、朝・昼・夕と1日(3食)を欠食された場合は、その1日分の食費は請求いたしません。
 ・介護職員等処遇改善加算＝(基本単価+各種加算)×17.6%が加算されます。

1ヶ月の概算(30日で計算)

月(30日)計算		要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1月当り)	原爆手帳	
第1段階	生活保護受給者	1	21,005	9,000	26,400	56,405	35,400	＋ 各種加算、医療費等
	市町村民税非課税世帯	2	23,199			58,599		
	で老齢基礎年金受給者	3	25,550			60,950		
	預貯金1,000万円以下の方	4	27,776			63,176		
	(夫婦合わせて2,000万円以下)	5	29,939			65,339		
第2段階	市町村民税非課税世帯	1	21,005	11,700	26,400	59,105	38,100	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	23,199			61,299		
	の合計額が80万円以下	3	25,550			63,650		
	預貯金650万円以下の方	4	27,776			65,876		
	(夫婦合わせて1,650万円以下)	5	29,939			68,039		
第3段階①	市町村民税非課税世帯	1	21,005	20,400	41,100	82,505	61,500	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	23,199			84,699		
	の合計額が120万円以下で	3	25,550			87,050		
	預貯550万円以下の方	4	27,776			89,276		
	(夫婦合わせて1,550万円以下)	5	29,939			91,439		
第3段階②	市町村民税非課税世帯	1	21,005	42,600	44,100	107,705	86,700	＋ 各種加算、医療費等
	で合計所得と課税年金収入	2	23,199			109,899		
	の合計額が120万円以上で	3	25,550			112,250		
	預貯500万円以下の方	4	27,776			114,476		
	(夫婦合わせて1,500万円以下)	5	29,939			116,639		
第4段階	市町村民税課税世帯 (上記以外の方)	1	21,005	46,350	61,980	129,335	108,330	＋ 各種加算、医療費等
		2	23,199			131,529		
		3	25,550			133,880		
		4	27,776			136,106		
		5	29,939			138,269		

			(介護保険)	(実費)				
1日の計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1日当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	1,400	1,545	2,066	5,011	3,611	＋ 各種加算、医療費等
		2	1,547			5,158		
		3	1,703			5,314		
		4	1,852			5,463		
		5	1,996			5,607		

			(介護保険)	(実費)				
月(30日)計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1月当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	42,009	46,350	61,980	150,339	108,330	＋ 各種加算、医療費等
		2	46,398			154,728		
		3	51,101			159,431		
		4	55,552			163,882		
		5	59,879			168,209		

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.45円を乗じて計算します。 ・(食費内訳)朝食515円、昼食515円、夕食515円

(注意)食費については、1日分(3食分)の料金として、ご請求いたしますので、昼食・夕食を欠食された場合でも、1日分の料金となります。

ただ、朝・昼・夕と1日(3食)を欠食された場合は、その1日分の食費は請求いたしません。

・介護職員等処遇改善加算＝(基本単価+各種加算)×17.6%が加算されます。

			(介護保険)	(実費)				
1日の計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1日当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	1,985	1,545	2,066	5,596	3,611	＋ 各種加算、医療費等
		2	2,192			5,803		
		3	2,415			6,026		
		4	2,625			6,236		
		5	2,829			6,440		

			(介護保険)	(実費)				
月(30日)計算		要介護度	サービス費	食費	居住費	合計(1日当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	59,560	46,350	61,980	167,890	108,330	＋ 各種加算、医療費等
		2	65,772			174,102		
		3	72,441			180,771		
		4	78,744			187,074		
		5	84,864			193,194		

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.45円を乗じて計算します。 ・(食費内訳)朝食515円、昼食515円、夕食515円

(注意)食費については、1日分(3食分)の料金として、ご請求いたしますので、昼食・夕食を欠食された場合でも、1日分の料金となります。

ただ、朝・昼・夕と1日(3食)を欠食された場合は、その1日分の食費は請求いたしません。

・介護職員等処遇改善加算＝(基本単価+各種加算)×17.6%が加算されます。